

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 255 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	代行一番
	主たる営業所が所在する市区町村	名張市
処 分 年 月 日		令和 8 年 8 月 5 日
処 分 内 容		営業の停止 (令和 8 年 8 月 5 日から同年 8 月 16 日までの 12 日間)
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		法第 23 条第 1 項 同法施行令第 5 条第 1 項第 2 号
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会